

- みなべ町地域防災計画の概要 -

町村合併によるみなべ町の行政区域の変更や庁内の組織改定に伴う計画の見直しを行うため、旧町、村の地域防災計画を基盤として踏まえ、さらに国の防災基本計画、和歌山県地域防災計画、関係法令（消防庁通達等）、地震被害想定結果との整合を図り、新町の地域防災計画を作成した。

1. 地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなべ町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害に関し、予防活動、応急対策活動および復旧活動に関する諸事項を定めた。

また、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的としている。

2. 本計画の基本理念

町土ならびに町民の生命、身体および財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点のもとに本町における災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守るための町づくりとした。

3. 基本方針

（目的）（理念）

（基本方針）

町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護

災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守る

災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制を充実

町の防災力を高めるための、町、防災関係機関の機能充実と住民が一体となった防災体制の確立。治山・治水事業や施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進

災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するための活動体制の充実強化と関係機関の連携強化

地域における自主防災体制の整備

防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る

広域的な防災体制の協力と強化充実

消防団員の確保や自主防災組織の整備等による消防防災力の充実強化

4. 本計画の構成

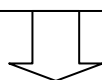
本計画は、基本的に4つの章と資料編から構成しているが、第3章はさらに3つの編に分けて構成している。

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">・ 本町の概要・ 地震被害の想定・ 防災行政の基本方針・ 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱
第2章 災害予防計画	<ul style="list-style-type: none">・ 災害が発生した場合の応急対策を実施する総合的な防災体制の整備・ 平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動
第3章 災害応急対策計画	<ul style="list-style-type: none">・ 風水害、大規模事故等における応急対策・ 人命救助、被災者の生活支援、再建等
第1編 風水害編	
第2編 震災編	<ul style="list-style-type: none">・ 地震、津波災害における応急対策・ 人命救助、被災者の生活支援、再建等
第3編 東南海・南海地震防災対策推進計画編	<ul style="list-style-type: none">・ 東南海・南海地震防災対策推進地域について、当該地震からの避難の確保・ 当該地震においての地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等
第4章 災害復旧計画	<ul style="list-style-type: none">・ 生活再建、地域産業の再建等の取組み・ 復興の基本方針

5 . 計画作成の基本的な視点

本計画の作成にあたっては、旧町、村の地域防災計画ならびに災害対策基本法の主旨を踏まえ、その計画の充実および推進を図るため、以下に掲げる視点で新町の計画を作成した。

旧町、村の地域防災計画ならびに災害対策基本法を踏まえた計画の充実
町村合併・機構改革による庁内の組織改定等に伴う組織体制の見直し
新町の実情を反映
国、県等において新たに制定および改廃された法令、条例等の反映
国、県、新町における組織機構改編に伴う名称変更
社会情勢の変化等の反映



みなべ町地域防災計画の作成

6 . 主な見直し事項

(1) 法令の制定および改廃に伴うもの

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
(平成 10 年制定)

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年制定)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
(平成 11 年、災害救助法の一部改正)

被災者生活再建支援法 (平成 10 年制定、平成 16 年改正)

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する
法律

(平成 11 年、災害対策基本法の一部改正)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(平成 12 年制定、平成 17 年改正)

水防法 (平成 13 年改正、平成 17 年改正)

消防法 (平成 14 年改正)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(平成 15 年、災害対策基本法の一部改正)

(2) 和歌山県地域防災計画 (最新版 : 平成 17 年) との整合等によるもの

処理すべき事務の変更 (県計画と整合)

組織名称の変更に伴うもの (県計画と整合)

(3) 合併に伴う新町の組織名称の変更等に伴うもの

- (4) その他、社会情勢の変化および町の防災対策の変更等に伴うもの
動員配備体制の変更によるもの
町の施策の推進
処理すべき事務および事務分掌等の変更
字句、数値等の修正

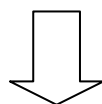
- (5) 用語の変更
災害弱者 災害時要援護者
伝染病 感染症等

7. 災害の発生状況と対策の動向

近年発生した豪雨、地震、津波等による大規模な自然災害を受け、国、県等においては災害対策の推進を図っており、その動向は次のように概説される。

7.1 風水害について

和歌山県は、台風・大雨等の常襲地帯といわれており、台風時や前線の活発化によってはその影響を大きく受ける地域である。本町は、北部に山間部地域を抱え、町の中央を流れる南部川等も山間部においては蛇行を繰り返し、土砂災害等の危険が予想されている。このように自然災害の特徴は、山地河川沿いの被害が大きいことや、山地集落の孤立、そして老人等を始めとする災害時要援護者が被害に遭う事例が多くなっている。



(例)

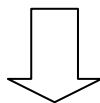
- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| < 第2章災害予防計画 第2.3節災害時要援護者対策計画 > | |
| < 第3章災害応急対策計画 第1編風水害 第5節り災者の救助保護計画 > | |
| など | |
| ・ 集落等の孤立 | (避難・救援道路の整備拡充) |
| ・ 災害時要援護者避難 | (避難準備情報の新設・対策の拡充整備) |
| ・ 洪水ハザードマップの作成 | (平成19年6月配布済み) |

7.2 地震、津波について

阪神・淡路大震災を契機に、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、「地震防災対策特別措置法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の制定等により、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進など、さまざまな施策の推進が図られている。

また本町は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、東南海・南海地震防災対策推進地域に入っている。

このように、地震、津波災害を最小限にとどめるための、耐震建築や不燃化のほか、地震、津波災害においても風水害同様に災害時要援護者や孤立集落に対する課題が生じている。



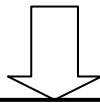
(例)

- < 第2章災害予防計画 第5節漁港・漁村防災計画 >
- < 第2章災害予防計画 第6節道路防災計画 >
- < 第2章災害予防計画 第10節建築物災害予防計画 >
- < 第2章災害予防計画 第11節宅地災害予防計画 >
- < 第2章災害予防計画 第23節災害時要援護者対策計画 >
- < 第3章災害応急対策計画 第2編震災 第5節その他の計画 >
- < 第3章災害応急対策計画 第3編東南海・南海地震防災対策推進計画
第4節津波からの防護及び円滑な非難の確保に関する事項 >
など
- ・ 公共施設等の耐震性の強化 (建築物の耐震改修の促進・建築物の定期調査)
- ・ 集落の孤立 (避難・救援道路の整備拡充)
- ・ 災害時要援護者対策 (対策の拡充整備)
- ・ 津波ハザードマップの作成 (平成19年6月配布済み)

7.3 海上災害について

本町の周辺海域では、原油や液化ガス等の専用船や貨物船、漁船等様々な船舶が輻輳して航行している状況にある。

このため、船舶の衝突、沈没等による災害が発生する危険性は常に存在している。



(例)

- < 第3章災害応急対策計画 第1編風水害 第9節事故災害応急対策計画 >
など
- ・ 活動体制の確立 (通報連絡体制の確立)
- ・ 除去活動の実施 (県流出油災害対策協議会等関係機関との連携を図り応急処置をとる)

8 . 地域防災計画の概要

みなべ町地域防災計画は、旧町村の合併（南部町・南部川村）に伴う新規の計画作成となるが、上述した災害の発生と新たな対策の動向を踏まえた各章・編・節ごとの対応概要は、以下のようにまとめられる。

第1章 総 則

第1節 計画の目的 / 第2節 計画の性格 / 第3節 計画の修正 / 第4節 用語

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の諸規定に基づく計画の位置づけ（1節）および性格を明確にする（2節）とともに、計画を修正する場合の手順（3節）、用語等の読み替え（4節）等をあらかじめ明確にした。

第5節 みなべ町の概要

みなべ町の概況（1項：町の沿革・2項：自然条件・3項：社会条件・4項：既往の各種災害被害状況）等を整理し、町域の災害特性をまとめた。

第6節 地震被害の想定

地震被害の想定結果（1項：想定地震・2項：時刻および季節・3項：被害想定対象と想定手法・4項：被害想定結果・5項：津波シミュレーション結果の概要）を整理し、本町の防災計画の基本的なあり方に反映させた。

第7節 防災行政の基本方針

町域の災害特性等を取りまとめ、防災ビジョン（基本目標）を定め（1項）、防災行政の基本方針（2項）を定めた。

第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務の大綱

町村合併による庁内の組織改定や、国、県における組織機構改編に伴う名称変更を受け、町および関係機関の処理すべき事務および業務の大綱を更新した。

第2章 災害予防計画

第1節 水害防止計画

旧2町村の計画の整合を図るため、1項河川防災計画、2項ため池防災計画を定めた。

第2節 土砂災害予防計画

旧2町村の計画の整合を図るため、1項砂防防災計画、2項山地防災計画、3項地すべり防止計画、4項急傾斜地崩壊防止計画を定めた。

また、5項警戒避難体制の整備では、自然災害における警戒避難体制について、6項孤立等防止対策では、集落や町民の孤立を防ぎ、最低限の安全を確保する体制および避難・救護活動を可能とする道路等の施設整備の推進についてその計画を定めた。

第3節 海岸防災計画

1項では、津波、高潮、波浪等からの防護、2項では、海岸環境の整備と保全、3項では、海岸等の適切な利用についてその計画を定めた。

第4節 津波予防計画

1項現況では、津波シミュレーションの結果を明示し、2項計画方針では、津波防護施設の整備、情報伝達体制、監視体制の確立、さらに災害に対する意識の啓発、防災訓練等についてその計画を定めた。

第5節 漁港・漁村防災計画

漁港等を防災拠点として整備し、施設の耐震化等についてその計画を定めた。

第6節 道路防災計画

自然災害に強い道路づくりをあらかじめ計画しておくこと、また、緊急性の高いルート of 防災対策の優先順位化並びに重要輸送路についての構造の強化。さらに情報の収集・伝達等の充実などについてその内容を定めた。

第7節 火災予防計画

一般火災、地震火災においては、火災予防に対する啓発・予防査察体制の充実・自主防災組織の育成強化・初期消火活動体制の強化・消防体制の充実強化等についてその内容を定めた。

林野火災においては、森林保全巡視員等の設置、啓発運動の推進、消防対策等について、その内容を定めた。

第8節 地震防災施設緊急整備計画

避難施設、避難路の整備についてその内容を定めた。

第9節 都市防災化計画

災害に強い安全な環境づくりに資する市街地、道路、公園緑地等の整備についてその内容を定めた。

第 1 0 節 建造物災害予防計画

建築物等の防火対策として、耐火・耐震建造物への改修促進、建築物の防火査察の実施・定期調査・検査の推進等についてその内容を定めた。

第 1 1 節 宅地災害予防計画

災害危険箇所の調査、危険宅地等の保全対策、宅地防災月間の設定等についてその内容を定めた。

第 1 2 節 文化財災害予防計画

文化財施設の火災・雷予防対策、文化財保護思想の普及および訓練等についてその内容定めた。

第 1 3 節 危険物等災害予防計画

危険物(1項)・火薬類(2項)・高圧ガス(3項)・毒物劇物(4項)等の災害予防として、保安教育および防災訓練の実施、規制の強化、自衛消防組織の強化促進等についてその内容を定めた。また、危険物等輸送車両の災害予防(5項)については、運送事業者および従事者の自主保安体制の確立、予防査察等についてその内容を定めた。

第 1 4 節 公共的施設災害予防計画

水道施設(1項)並びに下水道施設(2項)の新設・改良・拡張計画推進等についてその内容を定めた。

また、3項公衆電気通信施設災害予防計画(西日本電信電話(株))、4項電力施設災害予防計画(関西電力(株))、5項鉄道施設災害予防計画においては、各々の予防対策並びに町や防災関係機関との協力体制等について定めた。

第 1 5 節 農林水産関係災害予防計画

1項農林関係災害予防計画では、農林関係の風水害、干害、寒冷害の予防対策についてその内容を定めた。

2項水産関係災害予防計画では、事故発生時における伝達方法の明確化等について定めた。

第 1 6 節 気象・地震観測施設整備計画

気象観測値等を高い精度で把握するため、保守点検等を行うとともに、情報入手のネットワーク化を図るための緊密な連絡保持等について定めた。

第 1 7 節 防災救助施設等整備計画

県指導に基づく、1項消防施設整備計画、2項水防施設整備計画についてその内容を定めた。

3項避難収容体制整備計画においては、避難地・避難路の選定および安全性の向上、避難所の拡充整備、避難誘導体制の整備応急危険度判定体制の整備についてその内容を定めた。

4項救助物資等整備計画においては、食料・飲料水、医薬品の確保やその備蓄倉庫の整備についてその内容を定めた。

第 1 8 節 情報収集伝達体制整備計画

1項防災行政無線整備計画では、町全域における無線回線としての整備を

図ることなどを定めた。

2項町防災情報システム活用整備計画では、町の防災情報システムの活用の促進を図ることについて定めた。

第19節 防災訓練計画

総合的防災訓練の実施、職員に対する防災教育、町における訓練(総合訓練・個別訓練・住民訓練の指導等)についてその内容を定めた。

第20節 防災知識普及計画

職員に対する防災知識教育、町民に対する防災思想の普及についてその内容を定めた。

第21節 自主防災組織整備計画

災害時に人命の安全確保に欠かせない、町民の防災意識の高揚、町民の自主防災、施設の自主的な防災意識等についてその内容を定めた。

第22節 災害時救急医療体制確保計画

医療情報の収集伝達・現地医療・後方医療・医薬品等の確保供給の体制整備について定めた。また、災害拠点病院や町内医療機関との協力についてその内容を定めた。

第23節 災害時要援護者対策計画

要援護者に対する生活保護法の適用のほか、要援護者の把握・情報伝達体制の整備、社会福祉の施設、外国人対策等の整備などについてその内容を定めた。

第24節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティアの活動を円滑に行えるようその環境の整備についてその内容を拡充する等について定めた。

第3章 災害応急対策計画

第1編 風水害編

第1節 防災組織計画

1項組織計画においては、合併に伴う本部組織および事務分掌の見直しを行い、災害対策連絡室ならびに災害対策本部の設置、首長の代理規定などを明記し、それらの事務分掌について定めた。また、本部会議の場所においても代替場所の設定並びに順位を明記した。

2項動員計画においては、災害が発生または発生のおそれがある場合の動員配備体制を統一し、職員動員の伝達、職員参集時の留意事項等について定めた。(地震災害におけるそれは、地震編に掲載)

第2節 情報計画

1項気象警報等の伝達計画においては、注意報、警報の種類および発表基準、発令規準を明記した(地震災害におけるそれは、地震編に掲載)。また、注意報・警報の伝達基準、本町における措置、異常現象を発見した者の措置についてその内容を定めた。又、伝達・周知の方法のひとつに、町防災情報システムを加えた。

2項被害情報等の収集計画においては、被害情報の早期収集、災害報告責任者(総務課長)、について定めるほか、災害報告、災害即報および被害状況報告、被害の収集および調査の各要領について定めた。

3項災害通信計画においては、災害時の通信手段において、優先電話回線等の場所および番号等を改め明記した

4項災害広報計画においては、町における広報事項、防災関係機関における広報事項についてその内容を定めた。また、災害情報の収集・伝達等の情報通信手段に関し、町防災情報システム、インターネットなどを加えた。

第3節 消防計画

合併に伴い組織体制ならびに連絡体制を統一し、火災出動、配備体制について拡充した。また、消防情報の収集、警報等の周知徹底、相互応援、救助・救急等の方法についてその内容を定めた。

第4節 水防計画

合併に伴い組織体制ならびに連絡体制を統一し、配備体制について拡充した。また、雨量・水位の観測通報、水防信号についてその内容を定めた。

第5節 り災者の救助保護計画

1項においては、災害救助法の適用計画、2項被災者生活再建支援法の適用計画では、被災者生活再建支援法の適用計画(適用基準・支給限度額・住宅の被害認定・支援金の対象経費・町の事務内容等)を定めた。

3項避難計画においては、避難準備情報のほか、避難勧告・指示伝達、避難の方法・避難誘導、避難所の開設とその方法、避難者への支援等、避難計画を拡充整備した。

4 項災害警備計画においては、警察並びに消防における災害時の治安維持等について定めた。

5 項食糧供給計画においては、食料の供給、家庭および企業の備蓄について定めた。

6 項給水計画においては、実施者(町・本部長)、給水・供給方法、飲料水供給の事務手続き、救助法による基準、水道の復旧対策等を定めた。

7 項物資供給計画においては、その実施体制および確保場所、個人備蓄の推進について定めた。

8 項住宅・宅地対策計画においては、実施者(知事からの委託を受けた町・本部長)、住家の被災調査・被災証明の発行、応急仮設住宅の建設、救助法による住家の応急修理の基準、資材の確保、応急仮設住宅の管理、公営住宅法による災害公営住宅の建設他、公営住宅法による既設公営住宅復旧事業、被災者に対する住宅建設資金等の融資、住宅情報の提供等について定めた。

9 項医療助産計画においては、実施責任者(町・本部長が知事に要請、知事が医療班を現地に派遣して実施することが原則)、実施の方法、情報収集、医療救護班の編成基準、薬剤・治療材料の確保等について定めた。

10 項救出計画においては、実施者(町・本部長)、対象者、災害救助の基準等について定めた。

11 項障害物除去計画においては、実施者(町・本部長)救助法による障害物除去の基準等について定めた。

12 項災害弔慰金支給および援護資金等貸付計画においては、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付ならびに生活福祉資金(災害援護資金)の貸付についてその内容を定めた。

13 項遺体の搜索処理計画においては、行方不明者の搜索、埋火葬についてその内容を定めた。

14 項災害義援金品配分計画においては、災害義援金品を受ける機関(町・町長)、義援金の配分、義援金の募集・配分等についてその内容を定めた。

15 項その他の被災保護計画においては、生活保護の適用、要保護児童の措置、社会福祉施設対策、災害時要援護者対策の充実についてその内容を定めた。

第6節 保健衛生計画

1 項防疫計画においては、防疫体制の確立、実施主体(「感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律」に基づき町が行う)、組織について定めた。また、災害防疫の実施方法、業務分掌等についても定めた。

2 項清掃計画においては、実施の方法の他、ごみ・がれき・し尿処理等においてその内容を拡充した。

3 項食品衛生計画においては、臨時給食施設・営業施設の防疫について定めた。

その他の保険活動(4 項)においては、保健師活動、精神保健福祉活動の内容について定めた。

第7節 公共土木施設等応急対策計画

河川・ため池・海岸・漁港・砂防・地すべり・道路橋梁・下水道等の災害時の応急工事等について定めた。

第8節 農林水産関係災害応急対策計画

1項農林関係災害応急対策計画では、農林関係施設並びに農作物の対策についてその計画を定めた。

2項水産関係災害応急対策計画では、漁場、水産施設の対策についてその計画を定めた。また、被害の伝達方法についても明記した。

第9節 事故災害応急対策計画

1項海上災害応急対策計画では、災害発生時の対応、通報連絡体制、沿岸警戒、流出油対策等について定めた。

2項鉄道施設災害応急対策計画では、初動措置、避難誘導並びに救出・救護等について定めた。

3項道路災害応急対策計画では、道路構造物の被災による被災者のための情報の収集伝達・救急救助・消火活動等の応急措置について定めた。

第10節 林野火災応急対策計画

出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、関係機関が連携した、消化・救援、避難誘導についてその計画を定めた。

第11節 危険物等災害応急対策計画

危険物(1項)・火薬類(2項)・高圧ガス(3項)・毒物(4項)等の災害予防として、各事業所の措置、町の対策、通信連絡体制等を定め、保安思想の啓発・規制の強化等について定めた。また危険物等輸送車両の災害予防(5項)についてその計画を定めた。

第12節 公共的施設災害応急対策計画

1項水道施設災害応急対策計画および、2項下水道施設災害応急対策計画では、災害による被害に対しての復旧対策を定めた。

3項公衆電気通信施設災害応急対策計画および、4項電力施設災害応急対策計画では、西日本電信電話(株)(3項)および関西電力(株)(4項)等公共的な施設における災害応急対策についてその内容を定めた。応急対策の具体的な計画は、各々の公共的施設が計画したものを準用とした。

第13節 文教対策計画

児童の安全・施設の確保、教職員の対策の他、災害時の応急教育(1項小・中学校関係計画)、学校給食等の計画(2項)、公立社会教育施設(3項)、学用品支給(4項)等についての応急対策計画を定めた。

第14節 災害対策要員計画

1項ボランティア受け入れ計画では、ボランティア受け入れについてその作業内容等を具体的に示した。また、町職員やボランティアでは労力不足になる場合の労働者の確保についてその計画を定めた(2項労働者の確保計画)。

第15節 道路交通輸送計画

1 項道路交通の応急対策計画では、災害によって道路、橋梁等交通施設に被害があった又はその恐れがある等の場合の交通規制、道路等の応急復旧等について定めた。

2 項輸送計画では、応急対策に必要な要員、物資等の輸送の確保についてその計画を定めるとともに、他の手段(ヘリコプター等)による輸送計画について定めた。

第 1 6 節 自衛隊派遣要請等の計画

災害時における自衛隊の派遣要請について、その要請基準、要請方法、連絡調整、受け入れ体制等について定めた。

第 1 7 節 県防災ヘリコプター活用計画

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動を可能とする県防災ヘリコプター活用内容を定めた。

第 1 8 節 相互応援計画

災害が発生し、町単独では応急措置ができない場合に備え、市町の相互応援協定について定めた。

第3章 第2編 震災編

当編は、災害応急対策計画の地震編としてまとめた。地震発生に伴う配備体制について具体的な基準を設け、職員参集の伝達系統を明記した。

第1節では、合併に伴う本部組織および事務分掌の全面的な見直しを行った。そして新たに現地災害対策本部を災害状況に応じて設置することとした。

一方、第2節情報計画では、災害情報の収集・伝達等に関し、町防災システムの周知及び積極的活用、インターネットなどの新たな情報通信手段を加え、災害時の通信手段において、優先電話回線等の場所および番号等を改め明記した。また、その他の応急対策計画についても、旧2町村および県計画との整合を図っているが、風水害編(1編)との重複が多いため、簡略化してまとめ、詳細は風水害編参照として構成した(第3節地震消防計画、第4節水防計画、第5節その他の計画)。

第3章 第3編 東南海・南海地震防災対策推進計画編

当該計画は、東南海・南海地震防災対策推進地域(本町も推進地域)について、地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

よって本編では、第1節では、当該計画の総則、第2節、災害対策本部の設置等、第3節、地震発生時の応急対策等を整理し、第4節で、東南海・南海地震防災対策推進地域について、地震に伴い発生する災害からの防護および円滑な非難の確保に関する事項、第5節では、地震防災上、緊急に整備すべき施設等整備に関する事項等を定めた。

また、みなべ町地域防災計画は、当該計画編の項目とも整合させた。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業計画

1項では、旧2町村の計画ならびに県計画に準拠して、公共的施設等の災害復旧事業計画について定めた。

2項では、災害復旧国庫補助事業、局地激甚災害について追記し、それを定めた。

第2節 災害復旧資金計画

旧2町村の計画ならびに県計画に準拠して災害復旧のための融資措置等について定めた。

第3節 り災証明計画

災証明発行の手順を定めた。

第4節 災害復興計画

災害復興に関する計画・事業手法・財源確保等に関する計画を策定する(1項)。そのために必要に応じて「復興計画策定委員会」を設置する(1項)。

そして計画に基づき災害復興事業を推進すること(2項)を定めた。